（委託契約書の案の記載事項）

第二十七条　前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二　外国銀行代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項

三　所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合（外国銀行代理事業を行っている組合をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

四　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

五　契約の期間、更新及び解除に関する事項

六　その他必要と認められる事項

（外国銀行代理事業の内容及び方法）

第二十八条　第二十六条第一項第七号に掲げる外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一　取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二　取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理事業の実施体制

2　前項第三号に掲げる外国銀行代理事業の実施体制には、法第十一条の二の三各号に掲げる行為その他外国銀行代理事業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一　外国銀行代理事業に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合　当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二　電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理事業を行う場合　顧客が当該外国銀行代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制

第二十九条から第三十二条まで　削除

第三十三条第二項第一号ロ中「以下同じ。」を削る。

第三十四条第五項第一号ロ中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第六項中「第五十二条」を「次項及び第五十二条第一項」に、「株式会社と」を「会社と」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者」を「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第三十四条第六項第五号から第十一号までを削り、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「（同号に規定する持株会社をいう。以下この項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）」を削り、同項第四号中「、第五号又は第六号」を「又は第五号から第六号の二まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「前二項の」を「第六項から前項まで（第八項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）」を「特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）」に、「前二項に規定」を「第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当」に改め、「及び第四十一条第九号」を削り、「新規事業分野開拓会社等（という。）の議決権を」を「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあっては」に、「第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「処分基準日」という。）を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に改め、「翌日からは」の下に「新規事業分野開拓会社にあっては」を、「定める会社に」の下に「、事業再生会社にあっては当該農業協同組合連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ」を加え、同項ただし書中「子会社が有する」を「子会社が保有する」に改め、「第三十八条第一項第五号」の下に「、第四十一条第二項第二号及び第三号」を加え、「の総株主」を「及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十一条第一項第九号、第四十四条第三項及び第五十八条第一項第十一号において同じ。）の総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「子会社の保有する」を「子会社の保有する」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の四十七第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権　三年

第三十四条第七項中「前項」を「第六項」に、「株式会社」を「会社」に、「）により第三十六条第一号又は第二号」を「以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項第一号」に、「（子会社となる会社を含む。）により二回以上」を「により二回以上」に、「同条第一項第一号又は第二号」を「担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「（子会社となる会社を含む。）により同条第一号又は第二号」を「により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十一条の四十七第一項第六号」とあるのは、「第十一条の四十七第一項第六号の二」と読み替えるものとする。